

令和4年度置賜地区吹奏楽連盟第53回定期演奏会 兼 第61回山形県吹奏楽コンクール置賜地区予選 開催要項

—新型コロナウイルス感染症対策版—

- 1 期 日 令和4年7月16日（土）中F、中小編成、中
10：15～開会式・審査員紹介 10：20～演奏
令和4年7月17日（日）高F、高小編成、高、小、大学、職場・一般
10：15～開会式・審査員紹介 10：20～演奏
※タイムテーブルに指定された時刻までに受付を済ませて下さい。
※受付時間に遅れた場合は、出場辞退とみなすことがあります。
- 2 会 場 南陽市文化会館 〒999-2232 南陽市三間通 430 番地（TEL 0238-40-1222）
- 3 主 催 置賜地区吹奏楽連盟 山形県吹奏楽連盟 朝日新聞社
- 4 後 援 米沢市・南陽市・長井市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町の各教育委員会、
(申請予定) 各中学校校長会、置賜地区高等学校校長会、山形県高等学校文化連盟、
山形県中学校文化連盟
- 5 協 賛 (社) 日本音楽著作権協会
- 6 参加資格 置賜地区吹奏楽連盟に加盟している団体
- 7 課 題 曲 (I) やまがたふあんたじい～吹奏楽のための～
(第31回朝日作曲賞受賞作品) 杉浦 邦弘 作曲
(II) マーチ「ブルー・スプリング」 鈴木 雅史 作曲
(III) ジェネシス (2022年度全日本吹奏楽連盟委嘱作品) 鈴木 英史 作曲
(IV) サーカスハットマーチ 奥本 伴在 作曲
(V) 憂いの記憶—吹奏楽のための (第13回全日本吹奏楽連盟作曲コンクール第1位作品) 前川 保 作曲
※(V)においては高校、大学、職場・一般の部のみ

8 編 成

小学生の部	制限しない
中学校小編成の部	25名以内
中学校の部	50名以内
高等学校小編成の部	30名以内
高等学校の部	55名以内
大学の部	55名以内
職場・一般の部	65名以内
中学、高校、職場・一般Fクラス	制限しない

中学校、高等学校の小編成部門への出場は、前年度の部員数により出場制限されております。
所属している1・2年生の部員数が前年度の11月段階で、中学校は20名まで、高等学校は25名まででなければ、原則として小編成部門に出場できません。
(詳細は本大会規定の通り)

※中学校、高等学校、職場・一般のFクラスは県大会へはつながりません。

※上位大会へ進む場合には、地区予選の申し込み人数を越えることはできません。

また、指揮者はこの人数には含まれません。

9 演奏時間 各出場団体は、課題曲1曲と自由曲1曲、曲間も含み12分以内の演奏とします。ただし、小学生の部、中学校小編成の部、高等学校小編成の部は、自由曲1曲のみ7分以内の演奏とします。また、中学校、高等学校、職場・一般のFクラスは、自由曲のみ曲数自由で7分以内の演奏とします。

10 表彰 各部門に優秀・優良の2段階に該当させて表彰します。中学校、高等学校、職場・一般のFクラスは奨励賞とします。なお、演奏時間を超過した場合は失格となり、審査の対象になりません。

11 県大会への推薦

山形県大会開催要項に定める地区予選の項にしたがい、次の通りとします。

- (1) 地区大会において、出場団体数の1/2（端数切り上げ）を推薦することができる。
- (2) 中学校の部については、毎年各地区の出場数を算出し、理事会で協議の上、地区大会の申し込み前までに各地区の推薦数を各地区吹連事務局に通知する。
- (3) 前年度東北大会に出場した団体は、その年に限りシード団体として県大会に出場することができる。ただしこの場合でも、シード団体は地区大会に参加しなければならない。
※令和4年度のみ、東北大会への推薦次点団体もシードとなる。
- (4) シード団体は、各地区からの推薦数の枠外とすることができる。
- (5) 同一の団体が複数の部門に重複して出場してはならない。例えば、同一の中学校が中学校の部と中学校小編成の部の2部門に出場できない。
- (6) 中学校、高等学校、職場・一般のFクラスは総出場団体数に含まない。県大会への出場権をもたない幼稚園は総出場団体数に含まない。

12 審査員 置賜地区吹奏楽連盟が委嘱した次の5名とします。（敬略、50音順）

- 佐川馨（指導者）
- 根本直人（指導者）
- 古溝徹（サクソフーン）
- 松崎泰賢（指導者、トロンボーン）
- 門間大樹（打楽器） *担当者以外の連絡は、一切禁止です。ご注意ください。

13 参加料 小学生の部は1団体6,000円
中学校、高等学校の小編成の部は1団体10,000円
中学校、高等学校、大、職・一の部門は1団体15,000円

14 入場料 1,000円(プログラム代込)未就学児入場不可。県内在住の親族のみ購入できます。
出演者、指揮者、引率者、楽器運搬生徒、楽器運搬保護者の方は、一般来場者用チケット購入する必要はありません。但し、一般来場者席に入場できません。

15 参加手続 参加申込書は6月15日（水）まで以下置賜吹奏楽連盟事務局宛に必着(FAX不可)とします。

置賜吹奏楽連盟事務局長
米沢市立第一中学校 野川裕之
〒992-0027 米沢市駅前四丁目3-51
TEL 0238-23-3383 FAX 0238-22-8105

また、参加料とピアノ使用料は、同日まで次の指定口座に振込んでください。
銀行窓口の場合は、15時迄の扱いです。ご注意ください。

山形銀行 長井支店 (普) 977918

置吹連RC 事務局 太田洋希

なお振込み人の入力は、下記の様に省略した形で入力ください。

ナンバーズクールは数字で入力してください。

例1) 米沢市立第五中学校→ヨネ5チュウ

例2) 山形県立米沢東高等学校→ヨネトウ

締切に遅れた場合は、受け付けない場合があります。 第1回実行委員会の準備の
関係上、締切厳守でお願いします。

16 大会事務局 九里学園高校 太田洋希

〒992-0039 米沢市門東町1丁目1-72

T E L 0238-22-0091 F A X 0238-22-0092

application@okitamasuiren.main.jp

17 プログラム プログラム代は、入場料に含まれています。小学生の部出演団体には、
所属児童数+11を、それ以外の出演団体には所属者数+4を準備します。
(指揮者・引率者+楽器運搬者の分です)

18 その他

(1)タイムテーブルに指定された搬入時刻までに受付を済ませてください。また、演奏終了後も
同様に搬出時間内に速やかに楽器を搬出してください。

(2)ステージ配置図は、7月12日(火)までに以下大会事務局に1部提出して下さい(参加申
込書の送付先とは異なるので注意してください)。FAXでは不鮮明な場合もありますので、
郵送等にて必着でお願いします。変更が生じた場合は、演奏会当日、団体受付時に、団体受
付係に提出してください。以前提出したものを朱で改訂したA4判のもの6部、A3判に拡
大し朱で改訂したもの1部、合計7部を提出してください。

大会事務局 九里学園高校 太田洋希

〒992-0039 米沢市門東町1丁目1-72

T E L 0238-22-0091 F A X 0238-22-0092

(3)チケットは事前に各団体140枚配付します。販売したチケット代(プログラム代含む)は同
指定口座に7/13水まで振り込んでください。残券は、当日団体受付に提出してください。

(4)指揮者の資格については、東北吹奏楽連盟・山形県吹奏楽連盟の規定に従い、以下の通りと
します。

「指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲とも同一指揮者とする。
また、同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。
ただし、指揮者に事故があり変更せざるを得ない場合は、大会本部の指示を得ること。」

(5)指揮者及び演奏者の服装は端正であるように留意して下さい。

(6)ピアノ(A=442Hz)を使用する団体は、使用料をご負担下さい。使用料は1団体一律
2,000円とします。参加料と共に振り込んで下さい。

(7)著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。その許諾を受けないで、大会に出場することは認めません。

注) 1. 作曲者の死後およそ70年を経えていない大半の楽曲には著作権が存在する。

2. 編曲・演奏・録音等の管理は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽曲の出版者)が行っている。

(8)演奏順は第1回実行委員会 6月23日(木)において抽選により決定します。

(9)ステージ上への反響板や楽器を置くための平台の持ち込みを禁止します。

19 新型コロナウイルス感染症対策にかかわって(状況に応じ変更も視野に入れていきます。)

(1)今年度は、一般来場者名簿の提出の必要はありません。チケットに個人情報に記載して頂き、それを提出して頂くことで代用します。

(2)出演者、指揮者、引率者、補助員生徒の検温と体調の確認の徹底をお願いします。37.5℃以上の場合には入場できません。

(3)出演者と出演団体関係者には、1週間分の検温と体調確認等を様式1に記入してください。当日は、それを集約した別紙様式2を団体受付に提出して頂きます。また、大会役員や補助役員には、朝の打ち合わせ時に必要事項を記入頂いた様式1の提出をお願いします。

(4)感染拡大状況によっては、ワンタイムチケットや無観客で行うことも視野に入れていきます。

(5)プログラムの販売は行いません。

(6)管楽器奏者は、水抜き用シート(床に水がしみ込まない物)を個人で準備し、常時持ち歩いて使用して下さい。

(7)演奏時以外は、マスクを着用して下さい。

(8)昼食など、会場内での飲食は控えて下さい。

(9)感染拡大状況によっては、楽器搬出後すみやかに会場を離れ頂くことや、他団体の演奏の鑑賞を制限することも視野に入れていきます。

(10)結果発表は、置吹連ホームページで行います。会場での結果発表は行いません。なお、賞状や結果一覧、県大会要項の配布、県大会出演の抽選は、出演当日の出演部門の演奏終了後に行いますので、各団体の代表者1名はそれまで、会場で待機をお願いいたします。

(11)動画の提出について

今年度は、昨年度のアンサンブルコンテストの時と同じ様に動画の提出をお願いします。

ただし、演奏者全員が映っている状態の画像の提出は難しいと思いますので、演奏者の

出入りが無い状態が確認できる全景が映るポイントからの撮影した動画の提出をお願いいたします。地区予選の提出動画については、人が見えない程度は許容範囲とします。

令和4年度置賜地区吹奏楽連盟第53回定期演奏会 兼 第61回山形県吹奏楽コンクール置賜地区予選大会規定

1 参加資格は、置賜地区吹奏楽連盟に登録された団体で、次の通りとする。

(1) 小学生の部、中学校小編成の部、中学校の部、高等学校小編成の部、高等学校の部
団体構成メンバーは、同一団体、同一学校に在籍している児童・生徒とする。

ただし、中学校小編成の部への参加は、前年度1・2年生の部員が20名以内の団体、
また、高等学校小編成の部への参加は、前年度1・2年生の部員が25名以内の団体、
および、各県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(2) 大学の部

団体構成メンバーは、必ず同一の大学（高専を含む）に在籍している学生とする。

(3) 職場・一般の部

団体構成メンバーは当該団体のメンバーとする。次の(6)に該当しない限り自由とする。
また、職業演奏家の参加は認めない。

(4) 中学校・高等学校は文部科学省令の学校とする。小学校の部は、小学生の部とする。

(5) 同一の団体が複数の部門に重複して出場してはならない。例えば、同一の中学校が中学校の部と中学校小編成の部の2部門に出場してはならない。ただしFクラスに出場する場合は、この限りではない。

(6) 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。課題曲と自由曲でのメンバーの入れ替え（ステージ上への出入りを含む）は認めない。
また、部門が異なっても、同一奏者がその年度内に2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(7) 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲とも同一指揮者とする。また、同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。

指揮者に事故等があり変更せざるを得ない場合は、置賜地区吹奏楽連盟本部の指示を得ること。

(8) 参加団体の資格に疑義ある時は、置賜地区吹奏楽連盟常任理事会において調査し、出場を停止又は入賞を取り消すことができる。

2 課題曲・自由曲及び演奏時間は次の通りとする。

(1) 演奏時間は、課題曲の開始から自由曲の終了まで12分である。その演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。小学生の部、中学校小編成の部、高等学校小編成の部に関しては、自由曲1曲のみ7分以内とする。また、中学校、高等学校、職場・一般のFクラスは、自由曲のみ曲数自由で7分以内の演奏とする。

(2) 編成について、課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。自由曲は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）、その他スコアに指定された編成で演奏すること。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープ、曲中のスキットの使用は認める。エレキベースの使用は認めない。

(3) ステージ上へ反響板や楽器を置くための平台の持ち込みを禁止する。

(4) 演奏の順序は、第1回実行委員会において、抽選により決定する。

3 審査員の数は5名とし、置賜地区吹奏楽連盟総会又は常任理事会を経て会長が委嘱する。

4 審査は次の方法で行う。

(1) 課題曲と自由曲について「技術」「表現」の項目に分け、それぞれ10点～1点の10段階で評価し集計し、「優秀」「優良」を決定する。

(2) 県大会への推薦団体選考の際に、同点の団体が出てきた場合には、審査員の合議により推薦団体を決定する。

5 表彰及び審査発表について

(1) 各団体には「優秀」「優良」の賞状を贈る。

(2) 審査結果は一般への公表をしない。ただし、出演部門の審査一覧表は、置吹連事務局より各出演団体に通知する。

6 その他の開催上の細目については大会開催要項に定める。

=参考= (2021年度改訂 全日本吹奏楽コンクール実施規定より抜粋)

第10条 参加団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。

第11条 ①課題曲はスコアに指定された編成とする。②自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。③自由曲で歌声については、スキット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。